

# 一般社団法人 日本サーフィン連盟支部設置等要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人日本サーフィン連盟（以下「連盟」という。）定款の第12条に定める支部の設置等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (支部)

第2条 都道府県に各都道府県連盟を置き、これを支部と呼ぶ。

## (支部の設置等)

第3条 連盟は各都道府県内に支部を設置するように努めなければならない。なお、支部活動を実施されていない都道府県にあっては、連盟理事会の決定により支部の設置、統廃合及び支部長を選任することができるものとする。

## (都道府県内の複数支部の設置基準)

第4条 都道府県内に複数支部を新設設置する場合は、以下の基準を満たすことを条件とする。ただし、離島等の地理的条件がある場合にはこの限りではない。

- (1) 新設される支部並びに現支部が継続的に活動する見込みがあること。
- (2) 現支部の正会員数が、過去3年間にわたり200名以上の正会員登録数を有すること。
- (3) 新設される支部並びに現支部の正会員登録数が、複数年にわたって各100名以上の登録数を有する見込みがあること。
- (4) 現支部長及び新設支部長予定者が、新設支部の設立を了承していること。

## (都道府県内の支部統廃合の基準)

第5条 都道府県内の複数支部が存在し、以下の基準により各支部活動に支障をきたすと判断した場合には、連盟はその活動へ助言するとともに、理事会の決定により支部を統廃合することができるものとする。ただし、離島等の地理的条件がある場合にはこの限りではない。

- (1) 2年以上にわたり正会員数が20名未満の支部とする。\*

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月14日から施行する。

(理事会承認 平成24年11月13日)

\*20名とした理由—正会員の過半数が主たるクラスに属するとして、1名以上が全日本選手権大会の出場権が得られる数とした。会員数20名としメソクラス10名と他クラス10名と仮定した場合に、メソクラス1名が全日本出場権を得られる数とした。